

(趣旨)

第1条 この施行細則は、一般社団法人白翁会定款（以下「定款」という。）の規定に基づき、及びその実施に必要な事項について定めるものとする。

(会員の承認)

第2条 定款第6条の規定による理事会の承認は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 正会員（退会者を除く。） 福井大学医学部を卒業した時に理事会の承認があったものとする。ただし、特段の意思表示があったときは、この限りではない。

(2) 正会員（前号の正会員以外の者） 理事会が別に定める申込書により入会の申し込みを行い、理事会がこれを審査し、承認する。

(3) 特別会員 前号の例による。

2 前項の承認は、公平を旨とする。差別的取り扱いを行ってはならない。

(会費)

第3条 会費は、年会費とする。

2 前項の規定によるほか、特別の必要があるときは、定款第7条の規定に基づき臨時又は特別の会費を徴収することができる。

3 前2項の規定による会費の額は、総会において別に定めるところによる。

(会費の納入)

第3条 会員は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める会費を納入しなければならない。

(1) 每事業年度 年会費

(2) 臨時又は特別の会費の徴収を定めたとき 臨時又は特別の会費

2 会費の納入の期限及び方法については、総会において別に定めるところによるほか理事会の定めるところによる。

(代議員の種類)

第4条 代議員は原則として卒業期別に福井大学医学部医学科および看護学科を卒業した正会員から選出される。

2 前項第1号に規定する卒業期別は、次に掲げる区分による。

(1) 医学科卒業第1期から同第10期まで

(2) 医学科卒業第11期から同第20期まで

(3) 医学科卒業第21期から現在まで

(4) 看護学科卒業第1期から現在まで

(代議員の定数)

第5条 代議員の定数は、前条第2項に規定する卒業期別（以下「卒業期別」という。）ごとに概ね10名とする。ただし、定款第5条2項に規定する割合を基準にその端数を調整し、理事会がこれと異なる数を定めたときは、それによる。

(代議員の選出)

第6条 代議員は、正会員の選挙により選出する。

2 正会員は、前項の選挙につき被選挙権及び選挙権を有する。ただし、会費の納入が5年以上ない正会員は、これを行行使することができない。

(代議員選挙の広告)

第7条 代議員選挙を実施しようとするときは、事前に本法人のホームページに代議員選挙の区分、選出定数その他の必要事項を広告して行うものとする。

2 前項の広告は、4年ごとに行う定例の代議員選挙（以下「定例代議員選挙」という。）にあってはその年の3月から、その他の代議員選挙にあっては所要の時から行うものとする。

(代議員の立候補)

第8条 代議員選挙に立候補しようとする者は、別に定める立候補届を事務局に提出しなければならない。

2 前項の立候補届の提出期間は、その年の4月1日から5月31日まで（補欠の代議員の選挙については、別に定める期間）とする。

3 第1項の立候補届があったときは、遅滞なく、本法人のホームページに追加して広告する。

4 理事会は、立候補者数が所定数に達しないとき又は達しない見込みであるときは、代議員に妥当だと思われる正会員に立候補を要請することができるものとする。

(代議員選挙の実施)

第9条 定例代議員選挙の投票用紙は、その年の7月中に正会員に送付するものとする。

2 代議員選挙の当選者は、卒業期別の区分ごとに、立候補者のうち得票数の多い者の順に選出定数に達するまでのものを当選者とする。

3 定例代議員選挙はその年の8月中に行い、遅くとも9月中に当選者を確定しなければならない。

4 その他代議員選挙は、第7条の規定に基づく広告に従い行う。

(役員を選任)

第10条 定款第20条第1項の規定に基づく総会の決議による役員を選任は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 理事会の決議に基づき総会に提出された役員選任候補者案につき審議する方法
- (2) 前号以外の次の方法
  - ア 選挙による方法
  - イ 推薦その他の方法

2 役員は、正会員以外の者でもなることができる。

(会長及び副会長の選定)

第11条 定款第20条第2項の規定に基づく理事会の決議による会長及び副会長の選定は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 理事の互選による方法
- (2) 前号以外の次の方法
  - ア 選挙による方法
  - イ 推薦その他の方法

(施行細則の改正)

第12条 この施行細則の改正は、理事会の決議により行う。ただし、定款第7条に規定する経費の負担に係る事項の改正については、総会に諮らなければならない。

附 則

1 この施行細則は、定款を施行する日から施行する。

2 旧福井大学医学部同窓会 白翁会の会員の権利義務及び地位は、定款附則第 条の規定により本法人の設立の日に本法人に承継されるものとする。